

サウジアラビア

商標規則

2002年1月1日の政令により公布

目次

商標登録出願

第1条

第2条

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第14条

第15条

登録の更新

第16条

第17条

商標所有権の移転及び質入れ

第18条

第19条

第20条

第21条

第22条

第23条

登録の取消

第24条

第25条

ライセンス契約

第26条

第27条

第 28 条

第 29 条

団体商標

第 30 条

第 31 条

博覧会で使用する商標の仮保護

第 32 条

第 33 条

第 34 条

第 35 条

総則

第 36 条

第 37 条

第 38 条

第 39 条

第 40 条

第 41 条

別表 1 商品及びサービスの類

商標登録出願

第1条

商標登録出願は、その目的で作成された様式により行い、関係当事者が王国に住所を有する場合はその者が、又は王国に住所を有する公式代理人が、商業省商標局にしなければならない。出願は、1類について1の商標の登録に限定される。出願の数は、登録を求める商品又はサービスの類の数と等しくなければならない。この商品又はサービスは、商品及びサービスに関するニース国際分類に基づいて本規則別表1に掲げられており、当該別表は、必要に応じ商標局が起草する大臣決定に従って随時更新される。

第2条

登録願書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 登録を求める商標の表示。登録願書の指定個所に貼付する。
- (2) 出願人の名、姓、宛先、国籍及び(有する場合は)商号。出願人が法人である場合は、その名称、本社の宛先及び国籍を記載する。
- (3) 代理人が出願を行う場合は、その名、姓及び宛先を記載する。
- (4) 登録を求める商標の説明
- (5) 商標の登録を求める商品又はサービス及びその類
- (6) 出願人又はその代理人の署名。出願人が法人である場合は、当該法人の代理として署名する権限を与えられている者が願書に署名しなければならない。

第3条

登録願書には、次のものを添付する。

- (1) 登録願書に示した商標の表示と同一の商標の複製10葉
- (2) 代理人が出願を行う場合は、委任状の写し及び確認のためのその原本
- (3) 商標法第41条に定める出願手数料の受領の証拠

第4条

登録を求める商標が1語又はそれ以上の外国語を含む場合は、出願人は、その語のアラビア語への認証翻訳及びその語の発音表記を提出しなければならない。

第5条

商標登録出願人又はその承継人が、王国が締約国である多国間国際条約の構成国である国又は王国と相互主義待遇関係にある国において先の出願を行ったことによる優先権の享受を希望する場合は、当該人は、当該先の出願の出願日、番号及び出願国を示す陳述により、自ら出願を裏付けなければならない。さらに、出願人は、優先権を主張する先の出願の日から6月以内に、当該出願国の管轄当局及びサウジ外務省を含む認証機関により適正に認証された当該先の出願の写しを提出しなければならない。そうしない場合は、当該人は、当該主張に関する自らの権利を喪失する。

第6条

商標局に「出願登録簿」と称する帳簿を置き、これに、登録出願を出願日に応じた出願番号で記入する。同帳簿には、次の事項を含めなければならない。

- (1) 出願番号及び出願日
- (2) 商標の表示
- (3) 出願人の名称、宛先及び国籍
- (4) 商品又はサービスの類
- (5) (有する場合は)代理人の名称

第7条

商標局は、登録出願を審査し、登録を求める商標を、先立つ日に出願又は登録されている他の商標と比較する。商標局は、出願日から60日以内に、当該出願が商標法及びその施行規則に定める条件及び手続を満たしている場合はこれを承認する決定を下し、又は当該出願が当該条件及び手続を満たさない場合はこれを拒絶する決定を下す。商標局は、その決定を書面に出願人に通知し、又は出願が承認されるために、当該条件を満たすよう若しくは必要な補正を施すよう出願人に求める。

第8条

商標登録を拒絶する決定が下された場合は、出願人は、当該決定の通知を受けた日又は商標法第12条に定める期日から90日以内に、当該決定に対する苦情を商業大臣に申し立てることができる。

第9条

苦情申立人は、大臣の決定を書面で通知される。苦情が拒絶された場合は、関係当事者は、その通知を受領した日から30日以内に、苦情処理委員会に上訴することができる。

第10条

商標が承認された場合は、商標局は、次の事項を含む当該商標の通知を作成する。

- (1) 出願人の名称、宛先及び国籍
- (2) 商標の表示及び説明
- (3) 商標登録を求める商品又はサービス及びその類

出願人は、登録を承認する決定の日又は上訴を受け入れる大臣の決定の日から90日以内に、当該通知を受領する。出願人は、自己の費用において当該通知を公報で公告し、かつ、当該通知を受領した日から6月以内に、当該通知が公告された新聞の写しを商標局に提供しなければならない。そうしなかった場合は、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第11条

利害関係人は、商標登録の承認に対する異論を、公報での当該通知の公告の日から90日以内に苦情処理委員会に申し立てることができる。ただし、苦情申立人が同期間にその旨の通知を商標局に提出するとともに、当該異論の写しを寄託することを条件とする。商標局は、苦情処理委員会が前記異論について最終決定を下すまでは、如何なる措置も取らない。

第 12 条

苦情処理委員会において、登録出願人は、利害関係人として、商標登録の承認に対して提起された異論手続での主たる当事者とみなされるものとし、当該異論と対決させられ、かつ、同人の主張が聴聞される。

第 13 条

登録出願人は、商標法第 41 条に定める商標登録手数料を、当該商標登録を承認する最終決定が下された日から 90 日以内に納付しなければならない。登録を承認する決定は、商標の通知が公報で公告された日から登録に対する異論が提起されることなく 90 日が経過した時に、又はこの点に関して苦情処理委員会が確定判決を下した時に、確定する。納付がない場合は、当該出願は、無効とみなされる。

第 14 条

商業省に「商標登録簿」と称する登録簿を置く。同登録簿には、次の事項を記入する。

- (1) 商標登録の番号及び日付
- (2) 商標所有者の名、姓、国籍、宛先及び(有する場合は)商号。商標所有者が法人である場合は、その名称、宛先及び国籍を記載する。
- (3) 商標登録を求めている商品又はサービス及びこれらの類
- (4) 商標の表示及び説明
- (5) 保護期間の開始日及び満了日
- (6) (有する場合は)優先日
- (7) 譲渡、移転、商標使用のライセンス、商標登録の更新又は取消等商標を処分する行為の記録

第 15 条

商標局は、商標を上記の商標登録簿に登録し、商標所有者に次の事項を含めた登録証を交付する。

- (1) 商標登録の番号及び日付
- (2) 保護期間の開始日及び満了日
- (3) (有する場合は)優先日
- (4) 商標所有者の名、姓、宛先、国籍及び(有する場合は)商号
- (5) 商標の表示及び説明
- (6) 商標登録を求めている商品又はサービス及びこれらの類。商標登録は、第 6 条に定める「出願登録簿」に記録された出願日から効力を有する。

登録の更新

第 16 条

自己の商標の登録更新を希望する商標所有者は、商標保護期間の最終年及び当該保護期間後の 6 月の期間内に、その旨の出願を商標局に対して行うことができる。更新出願には、登録証原本及び商標法第 41 条に定める更新手数料を納付した証拠を添付する。前記の期限後に又は前記手数料を納付しないで行った出願は、無視される。

第 17 条

方式の点で受理された更新申請は、再審査なしに承認される。商標局は、次の事項を含む更新通知を作成する。

- (1) 商標の説明
- (2) 商標登録番号
- (3) 商標所有者の名称、宛先及び国籍

商標所有者は、当該通知を自己の費用において公報に公告し、かつ、商標局が当該更新を登録簿及び登録証原本に記録する目的で、当該更新通知が公告された新聞 1 部を商標局に提供しなければならない。

商標所有権の移転及び質入れ

第 18 条

商標は、何れの所有権移転行為によっても処分することができ、法律により制定される規則に従って質入れすることができる。ただし、当該行為は、次の諸条に定める手続及び状況に従って公告され、登録簿に記録されなければならない。

第 19 条

商標所有権移転は、譲受人又は譲受人の代理人から提出された申請に基づいて商標登録簿に記録される。申請書には、登録証原本及び当該移転を証明し、かつ、次の事項を含む書類を添付する。

- (1) 商標登録番号
- (2) 譲渡人の名及び姓
- (3) 譲受人の名、姓、(有する場合は)商号、国籍及び宛先
- (4) 所有権移転日及び移転を生じさせた処分行為
- (5) 代理人が申請した場合は、代理人の名、姓及び宛先

第 20 条

商標局は、次の事項を含む商標所有権移転の通知を作成する。

- (1) 商標の説明
- (2) 商標登録の番号及び日付
- (3) 譲渡人の名称
- (4) 譲受人の名称、国籍及び宛先

出願人は、前記通知を自己の費用において公報に公告し、かつ、前記通知が公告された新聞 1 部を商標局に提供する。

第 21 条

商標局は、商標所有権移転を商標登録簿及び登録証原本に記録するとともに、新所有者の名称及び宛先、移転の理由及び記録日も記録する。

第 22 条

商標の質入れは、商標所有権移転に関するのと同じ手続及び状況に従って、登録簿に記録する。公告される質入れの通知には、第 19 条に定めるのと同じ事項を含める。

第 23 条

商標の質入れは、商標の所有者が商標局に提出する申請に基づき、商標登録簿から抹消される。申請書には、登録証原本及び当該質入れが消滅したことを証明する書類を添付する。申請人は、この点に関して商標局が作成した通知に基づき、自己の費用において前記の抹消を公報に公告する。申請人は、当該抹消を登録簿及び登録証原本に記録するために、当該抹消の通知が公告された新聞 1 部を商標局に提供する。

登録の取消

第 24 条

商標登録は、商標法第 25 条及び第 26 条に定める規定に基づいて取り消すことができる。商標局は、登録の取消を商標登録簿に記録し、これを公報に公告する。この公告には、次の事項を含める。

- (1) 商標の表示
- (2) 商標登録番号
- (3) 商標所有者の名称及び国籍
- (4) 登録取消の理由

第 25 条

苦情処理委員会は、商標法第 26 条に定める状況とは別に、すべての登録取消申請について決定を下す権限を有する。

ライセンス契約

第 26 条

商標登録の対象である商品又はサービスの全部又は一部について商標を使用するライセンスを商標所有者が自然人又は法人に付与する場合は、ライセンス契約は書面によるものとし、かつ、契約当事者の署名、指紋又は証印は、王国において締結されたライセンス契約の場合は公証人により認証されなければならない、王国外において締結されたライセンス契約の場合は関連適用規則に基づいてサウジ外務省等の公的認証機関により認証されなければならない。

第 27 条

商標局は、商標を使用するライセンスを登録簿及び商標登録証原本に記録する。ライセンス契約は、次の事項を含む商標局が作成した通知に従って公告する。

- (1) 商標の表示
- (2) 商標登録の番号及び日付
- (3) 商標所有者の名称、宛先及び国籍
- (4) 使用権者の名称、宛先及び国籍

申請人は、前記の通知を自己の費用において公報に公告し、かつ、前記の通知が公告された新聞 1 部を商標局に提供する。

第 28 条

ライセンス登録は、商標所有者又は使用権者が、当該ライセンスが終了した又は取り消されたことの証拠を添付して、商標局に提出する請求に基づいて取り消される。

商標局は、登録取消請求について、書面で他方当事者に通知する。当該他方当事者は、取消申請について通知を受けた日から 30 日以内に苦情処理委員会に異論を提起することができ、かつ、当該異論書の写し及び当該異論を提起したことの証拠を商標局に提出しなければならない。これを受けて、商標局は、当該異論に関して両当事者間に合意が成立するか又は苦情処理委員会が最終決定を下すまで、取消申請に関する手続を停止する。

第 29 条

ライセンスの取消について異論が提起されない場合、又は異論に関して苦情処理委員会の最終決定が下された場合は、商標局は、必要な通知を作成する。

取消申請人は、前記の通知を自己の費用において公報に公告し、かつ、商標局が当該ライセンス取消を登録簿及び登録証原本に記録するために、当該通知が公告された新聞 1 部を商標局に提供する。

団体商標

第 30 条

商標法第 7 章に定める団体商標の登録は，一定の種類の商品又はサービスを取り扱う経済的企業であって，自らは生産工程に従事することなくこれら企業の共通の利益に資することを目的とする総合的連合体，組合又は組織に統合されているものに関して行われる。

第 31 条

団体商標の登録出願は，その目的で特に作成された様式を用いて商標局に対して行い，次のものを含めるものとする。

- (a) 登録出願における商標の表示と同一の商標の複製 10 葉
- (b) 登録を求めている総合的連合体，組合又は組織の定款の正本 2 部。定款のすべての修正を含む。
- (c) 商品又はサービスを管理又は検査する上で登録出願人が従うべき手順書の写し，並びに所定の条件及び制限並びに当該商品又はサービスに当該商標を使用する方法についての陳述書 2 部

博覧会で使用する商標の仮保護

第 32 条

商標の所有者が王国又は王国と相互主義待遇関係にある他の国において開催される国内又は国際博覧会に展示する製品又はサービスに使用する自己の商標について仮保護を求めたい場合は、当該所有者は、その旨を博覧会の開会の少なくとも 1 月前に商業省商標局に通知しなければならない。前記の通知は、その目的で指定された様式を用いて提出しなければならない、かつ、商標の複製 4 葉及び商標法第 41 条に基づく所定の手数料を納付したことの証明を添えなければならない。

第 33 条

出願は、次の事項を含めて特別登録簿に記録する。

- (1) 出願日
- (2) 展示者の名称
- (3) 博覧会の名称及び正式開会の日付
- (4) 商標の保護を求める商品又はサービス及びこれらの類

第 34 条

商標局は、当該博覧会の開会日から 6 月を超えない期間について当該商標に仮保護証明書を交付する。

第 35 条

前条に定める仮保護証明書は、商業大臣が決定を下した博覧会以外について交付してはならない。

総則

第 36 条

商業大臣による決定に基づいて任命された商標法第 56 条にいう公務員は、商標法及びその施行規則の規定に対するすべての違反行為を、該違反行為についてある者が申し立てた不服を通じて知ったか又は自己が実施した市場若しくは店舗の調査の過程で知ったかを問わず、共同又は単独で記録する。当該違反行為の発生の記録を作成し、その作成者及び当該違反行為が記録された時点での店舗の所有者又はその代理人が署名する。

第 37 条

前条にいう公務員は、託された任務を履行する目的で、次のことを行うことができる。

(a) 商標法の規定に対する違反行為に関して店舗を調査すること

(b) 商標法の規定に反する商標を付した商品を差し押さえ、かつ、必要な場合に提出する目的でその見本を 3 個収集し、見本の 1 個を調査・公訴局に送付する。残る見本は、刑事訴訟の確定まで引き続き差し押さえしておく。差押記録を作成し、当該公務員及び当該店舗の所有者又はその代理人が署名する。前記の記録においては、商品の差押が行われた場所を特定するものとし、それが業者の倉庫であるか、業者の店舗の一部であるか又はその目的で指定されたある倉庫であるかを問わない。何れの場合においても、当該商品が他の公的機関により差し押さえられているものでないこと及びその旨の保証が店舗の所有者から得られていることを確認しなければならない。店舗の所有者が当該商品は差し押さえられている旨を言明する場合は、当該人は、当該差押が行われたことを証明する書類を提出しなければならない。何れの場合においても、当該差押機関の代表の参加を得て当該機関との間に調整ができていくことを条件として、当該商品は差し押さえられる。

(c) ある者に帰される違反行為を当該人に突き付けた上で、適切と認められる場合は、当該違反者について迅速に調査を行うこと。何れの場合においても、違反者は、その抗弁を書面で提出することを認められるものとし、当該抗弁は、違反者の名称、国籍、資格、居所の宛先、事業の宛先及び電話番号を記入した後に、差押記録に記録され、かつ、添付される。違反者は、当該違反行為を報告した公務員の人定を行う権利を有する。

第 38 条

違反者について調査を行った後、違反に関するすべての書面は、違反の内容の資料とともに国際貿易副大臣が調査・公訴局に付託し、商標法第 54 条に基づいて苦情処理委員会の下での刑事訴訟を開始するよう要請される。

第 39 条

商業大臣による決定に従って任命された公務員は、司法調査・記録官としての役割を務め、商標法第 49 条及び 52 条に基づいて苦情処理委員会の命令及び判決を執行する。当該公務員は、この目的で、警察部局の補佐を求めることができる。

第 40 条

商業省は、商標法第 45 条に従って常習犯に下された判決の通知を起草するものとし、この通

知は、当該常習犯の費用において、広範に購読されている新聞2紙の目立つ個所に公告されるものとする。その1紙は、当該常習犯の本社(有する場合)が所在する州において刊行される新聞とする。

第41条

商標法第49条の規定に基づいて下された命令に従って差押が行われた場合は、差押の対象である当事者は、差押の日から10日以内に苦情処理委員会に提出する申請により、差押人が提供した保証金の適正性を争うことができる。

別表1 商品及びサービスの類

商品

第1類

工業用，研究用，科学実験用，写真用，農業用，園芸用及び林業用の化学品。未加工人造樹脂，未加工プラスチック。肥料(天然又は人造)。消化剤。焼炭し剤及びはんだ付け剤。食料品保存用化学剤。なめし剤。工業用接着剤

第2類

ペイント，ワニス，ラッカー。防錆剤及び木材保存剤。着色剤。媒染剤。未加工天然樹脂。塗装用，装飾用，印刷用及び美術用の金属箔及び金属粉

第3類

漂白剤，その他の洗濯に用いる物質。洗浄剤，つや出し剤，擦り磨き剤及び研磨剤。せっけん。香料。精油，化粧品，ヘアローション。歯磨き

第4類

工業用の油及び油脂。潤滑剤。塵埃吸収剤，塵埃湿潤剤及び塵埃吸着剤。燃料(原動機用燃料を含む)及び発光体。ろうそく，灯芯

第5類

薬剤及び獣医科用剤。医療用の衛生剤。食餌療法剤，乳児用食品。膏薬，包帯類。歯科用充てん材料，歯科用ワックス。消毒剤。有害動物駆除剤。殺菌剤。除草剤。遺尿症患者用おむつ，生理用ナプキン

第6類

一般の金属及びその合金。金属製建築材料。運搬可能な金属製建築物。鉄道線路用金属材料。一般の金属から成る電気用でないケーブル及びワイヤ。鉄製品，小型金属製品。金属管。金庫。一般の金属から成る商品であって他の類に属さないもの。鋳石。釘。錠前師が作る又は修理する物品

第7類

機械及び工作機械。原動機及びエンジン(陸上の乗物用のものを除く)。機械用の継手及び伝動装置の構成部品(陸上の乗物用のものを除く)。農業用器具(手動式のものを除く)。孵卵器。洗濯機器。発電機。家庭用の電動ミキサー，肉ひき機，ジューサー及びグラインダー，洗浄機，ミシン

第8類

手持ちの工具及び器具(手動式のもの)。刃物類(フォーク，スプーン及びナイフ)，携帯用武器，かみそり。非電動式缶切り

第9類

科学用，航海用，測量用，電気用，写真用，映画用，光学用，計量用，測定用，信号用，検査(監視)用，救命用及び教育用の機器。電力の接続用，開閉用，送電用，蓄電用，調節用及び制御用の機器。音響又は映像の記録用，送信用又は再生用の装置。磁気データ記録媒体，記録用ディスク。自動販売機及び硬貨作動式機械用始動装置。金銭登録機，計算機。データ処理装置及びコンピュータ。消火器。眼鏡，テレビ

第 10 類

外科用，内科用，歯科用及び獣医科用の機器並びに義肢，義眼及び義歯。整形外科用品。縫合用材料

第 11 類

照明用，加熱用，蒸気発生用，調理用，冷却用，乾燥用，換気用，給水用及び衛生用の装置

第 12 類

乗物。陸上，空中又は水上の移動用の機器

第 13 類

火器，銃砲弾及び発射体。火薬。花火

第 14 類

貴金属及びその合金並びに貴金属製品又は貴金属を被覆した商品であって他の類に属さないもの。宝飾品，貴石。計時用具

第 15 類

楽器

第 16 類

紙，厚紙及びこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。印刷物。製本用材料。写真。文房具。文房具としての又は家庭用の接着剤。美術用材料。塗装用ブラシ。タイプライター及び事務用品(家具を除く)。教材(器具を除く)。プラスチック製包装用品(他の類に属するものを除く)。トランプ。活字。印刷用ブロック。紙製及びセルロース製の乳児用おむつ。くず入れ袋

第 17 類

ゴム，グタペルカ，ガム，石綿及び雲母並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。製造用に押出成形されたプラスチック。詰物用，止具用及び絶縁用の材料。金属製でないフレキシブル管

第 18 類

革及び人口皮革並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。獣皮。トランク及び旅行用バッグ。傘，日傘及び杖。鞭，馬具

第 19 類

金属製でない建築材料。金属製でない建築用硬質管。アスファルト，ピッチ及び瀝青。金属製でない運搬可能な建築物。金属製でない記念物。天然の石及び人造石。セメント，石灰，石膏。瀝青及びセメント製の管

第 20 類

家具，鏡，額縁。木材，コルク，葦，籐，柳，角，骨，象牙，鯨のひげ，貝殻，琥珀，真珠母，海泡石若しくはこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る商品(他の類に属するものを除く)

第 21 類

家庭用又は台所用の器具及び容器(貴金属又は貴金属を被覆したものでないもの)。くし及びスポンジ。ブラシ(塗装用ブラシを除く)。ブラシ製造用材料。清浄用品。スチールウール。未加工又は半加工のガラス(建築用のガラスを除く)。ガラス製品，磁器製品及び陶器製品であって他の類に属さないもの

第 22 類

ロープ，ひも，網，テント，日よけ，ターポリン，帆，袋(他の類に属するものを除く)。詰物用材料(ゴム製又はプラスチック製のものを除く)。織物用の未加工繊維

第 23 類

織物用糸

第 24 類

織物及び織物製品であって他の類に属さないもの。ベッドカバー及びテーブルカバー

第 25 類

被服，履物，帽子

第 26 類

レース及び刺繍布，リボン及び組み紐。ボタン，ホック，ピン及び針。造花

第 27 類

じゅうたん，ラグ，マット，リノリウムその他の床用敷物。壁掛け(織物製でないもの)

第 28 類

ゲーム用品及びおもちゃ。体操用具及び運動用具であって他の類に属さないもの

第 29 類

食肉，魚，家禽及び食用鳥獣肉。肉エキス。保存処理，乾燥処理及び調理をした果実及び野菜。ゼリー，ジャム，コンポート。卵，ミルク及び乳製品。食用油脂。保存食品。漬物類

第 30 類

コーヒー，茶，ココア，砂糖，米，タピオカ，サゴ，代用コーヒー。穀粉及び穀物から成る加工品，パン，練り菓子及び糖菓，氷菓。蜂蜜，糖蜜。酵母，ベーキングパウダー。塩，マスタード。酢，ソース(調味料)。香辛料。マカロニ。氷

第 31 類

農業，園芸及び林業の生産物並びに穀物であって他の類に属さないもの。生きている動物。生鮮の果実及び野菜。種子，自然の植物及び花。飼料。麦芽，小麦

第 32 類

ミネラルウォーター及び炭酸水並びにアルコールを含有しないその他の飲料。果実飲料及び果汁。シロップその他の飲料用調製品，ビール(麦芽飲料)

第 33 類

削除

第 34 類

たばこ。喫煙用具。マッチ

サービス

第 35 類

広告。事業の管理，事業の運営。事務処理

第 36 類

保険。財政業務。金融業務。不動産業務

第 37 類

建築物，道路，橋及びダム建設。塗装及び配管サービス。修理及びメンテナンス。取付け

サービス。器具又は建築材料の賃借

第 38 類

電気通信。ラジオ又はテレビ番組の配信

第 39 類

輸送。商品の梱包及び保管。旅行の手配

第 40 類

材料処理。衣類の裁縫

第 41 類

教育。訓練の提供。娯楽。スポーツ及び文化活動

第 42 類

科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計。工業上の分析及び調査。コンピュータのハードウェア及びソフトウェアの設計及び開発。法律業務

第 43 類

飲食物の提供。一時宿泊施設の提供

第 44 類

医療サービス。獣医サービス。衛生及び美容。農業、園芸及び林業サービス。理髪サービス

第 45 類

個人の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス。財産及び個人の保護のためのセキュリティサービス